

やっと春が訪れました。こぶし、桜、桃、レンギョウ、雪柳・・・様々な花が季節を待ち焦がれていたように一斉に咲き乱れています。今年の冬の寒さは厳しく、2月の豪雪には本当に驚きました。窓の外には、まるで東北、北陸のような風景がひろがり、一瞬ここはどこ?と思いました。道路に積もった雪のため車も動かず、数日間でしたが不便な生活はとても不安で、あのような生活が何か月も続く雪国の人たちの我慢強さの理由がわかったような気がします。そして、いつものあたりまえの生活のありがたさも再認識させられました。

豪雪の被害にあわれた方に、心よりお見舞い申し上げます。

今回は、1「思いやり駐車場利用証制度について」、2「特別駐車許可」についてご説明させていただきます。

1、「思いやり駐車場利用証制度について」

①「思いやり駐車場利用証制度」とは

「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、県が実施している制度です。利用対象者からの申請によって、思いやり駐車場利用証を交付します。この利用証は、群馬県と協定を結んだ協力施設の駐車場で利用できます。

*対象施設にはステッカーが表示されています。



②交付対象になる方

- ・身体障害者の方：身体障害者手帳の等級、障害区分により交付されます。
- ・知的障害者の方：療育手帳の障害程度「A」の方
- ・精神障害者の方：精神障害者保健福祉手帳の等級「1級」の方。
- ・高齢者の方：介護保険の認定が介護度1以上の方。
- ・難病の方：特定疾患医療受給者の方。
- ・妊産婦の方：妊娠7ヵ月～産後6ヶ月の方

③申請方法

利用証交付窓口（④参照）に申請書がございます。申請書に必要事項を記入し、以下の手帳等をご提示ください。

身体障害者の方：身体障害者手帳

高齢者の方：介護保険被保険者証

知的障害者の方：療育手帳

難病患者の方：特定疾患医療受給者証

精神障害者の方：精神障害者保健福祉手帳

妊産婦の方：母子手帳

*利用証は原則、即日交付。手数料は無料です。申請は郵送でも可能です。郵送の場合は、上記の手帳等の写しを同封してください。

④利用証交付窓口

- ・ 県庁障害政策課
- ・ 県内の協力市町村の福祉担当課
- ・ 県内の協力市町村社会福祉協議会
- ・ 県中部福祉事務所および各保健福祉事務所
- ・ 群馬県身体障害者福祉団体連合および群馬県手をつなぐ育成会



注) 思いやり駐車場利用証制度は、平成24年度から、同様の制度を実施している全国26府県で利用証の相互利用が開始になりました。

関東地区では、茨城県・栃木県が該当県です。その他の近県では、新潟県・福島県・山梨県・静岡県が該当県です。

2、「特別駐車許可」について

①「特別駐車許可」とは

身体障害者等で、歩行が困難な方が「駐車禁止除外指定車」標章の交付を受け、その方が運転する車両、または、専らその方を輸送するための車両に、「駐車禁止除外指定者」標章を車内の見える場所に掲げることで、他の交通の妨げにならない必要最小限度において、指定駐車禁止場所に駐車できる制度のことです。但し、駐車中でも現場にて警察官等から指示があった場合は、その指示に従っていただきます。

②交付対象になる方

- ・身体障害者の方：3級以上の身体障害者手帳をお持ちで、歩行困難と認められた方。
 - * 視覚障害、下肢機能障害の方は4級以上です。
 - * 心機能障害等の内部障害者の方の場合、④歩行困難であることを記載された医師の診断書が必要です。ただし、免疫機能不全の障害者の方を除きます。
- ・知的障害者の方：療育手帳「A判定」をお持ちの方。
- ・精神障害の方：精神障害者保健福祉手帳「1級」をお持ちの方。

③申請方法

- ・申請窓口：申請者の住所地を管轄する警察署の交通課です。
- ・申請には以下の書類等が必要になります。
 - ア、標章交付申請書（申請窓口にあります）
 - イ、住民票の写し
 - ウ、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
 - エ、内部障害の方は④診断書
 - オ、車検証の写し
 - カ、運転者の免許証の写し
 - キ、その他必要書類
- *申請後、審査をおこない、許可の可否が判断されます。

以上、「思いやり駐車場利用証制度」および「特別駐車許可」についてご説明させていただきました。

何かお困りのこと、ご心配なことがございましたら、いつでも当院のソーシャルワーカーにお声をおかけください。ご相談を希望される方は1階中央受付、または病棟師長等に、ソーシャルワーカーに相談希望の旨お伝えください。また、直接お電話でのご相談もお受けします。